

在り方検討グループにおける意見の整理

1 成績評価の方法について（報告検討G論点13，14）

成績評価は，得点評価方式によるものとする。ただし，得点評価方式を採ることによって，単に論点を多数拾い上げた答案がより高く評価されたり，触れる論点に多少欠けるところがあっても柔軟な思考力が感じられる答案が過小評価されたりすることのないよう，成績評価基準等の作成に当たって配慮するものとする。

2 短答式試験による一次評価の在り方（同16）

「短答式試験による筆記試験の合格に必要な成績を得た者」の判定においては，全科目総合の「合格に必要な成績」により判定するだけではなく，科目ごとに最低ライン（これに達していない者については，その一事をもって不合格とするラインをいう。以下同じ。）を設けて，最低ラインに達しているかどうかを判定するものとする。

科目ごとに最低ラインを設定することにより，法曹となろうとする者に必要な最低限度の知識等を各科目について有しているかどうかを判定すると同時に，特定の科目に偏った勉学に警鐘を鳴らすというアナウンス効果も期待される。

なお，最低ラインの設定方法及び水準については，各科目において法曹となろうとする者に必要な最低限度の知識・能力を備えているかどうかの判定基準となるように設定すべきものであることから，今後の法科大学院における教育内容や各科目における具体的な出題内容などを踏まえて検討されるべきである。

「あらかじめ」を削除し，例えば，初年度においては実施結果に基づいて最低ラインを設定することもあり得るものとして，今後の検討を制限しない内容とした。

3 論文式試験による科目ごとの最低ラインの設定（同18）

論文式試験においても，上記1と同様の趣旨により，科目ごとに最低ラインを設けるものとし，その設定方法及び水準については，短答式試験における科目ごとの最低ラインと同様，今後の法科大学院における教育内容や各科目における具体的な出題内容などを踏まえて検討されるべきである。

4 総合評価における短答式試験と論文式試験の比重（同17）

総合評価における配点の比重については，短答式試験の配点を論文式試験における公法系及び刑事系科目と同程度とすることが相当であり，短答式試験と論文式試験の比重を1：4程度とする。

5 短答式試験と論文式試験の総合評価の具体的方法について（同13）

短答式試験と論文式試験の総合評価については，短答式試験の得点と論文式試験の得点を合算した得点により，合否を判定する方法によるものとする。

6 選択科目における共通の基準等（同20）

問題数は，今後選定される選択科目の試験範囲がある程度幅広いものとなることが見

込まれるとともに、出題分野について著しい偏りを生じないよう配慮する必要があることなどから、他の科目と同様に2問とする。

配点は、現時点において開設準備中の法科大学院の教育内容等からすれば、公法系科目：民事系科目：刑事系科目：選択科目 = 2 : 3 : 2 : 1程度とすることが考えられる。

試験時間は、具体的な事例問題の出題なども考慮し、3時間程度とする。

出題方針等に関する共通の基準については、今後の法科大学院における教育内容や選択科目の選定結果を踏まえて検討されるべきである。